

背景

公営住宅家賃の適切な徴収、入居者の収入等の状況や事情を十分把握した上での適切な措置等については、従来より通知してきたところ（平成元年11月21日付け住宅局長通知）であるが、滞納家賃の徴収における留意事項等について、あらためて各地方公共団体あてに通知（平成26年11月5日付け国住備第135号住宅総合整備課長通知）。

通知の概要

1. 家賃の滞納に係る適切な措置についての要請

公営住宅家賃の適切な徴収、入居者の収入等の状況や事情を十分把握した上での適切な措置等について要請するとともに、特に、家賃の滞納については次の事項を踏まえた適切な措置を要請

- 公営住宅制度の趣旨、目的及び家賃の支払い等について周知、啓発に努めること
- 法令等の規定による督促等の措置を早期に講じ、あわせて、入居者の収入等の状況や事情を十分に把握すること
- 入居者のおかれている状況に応じて、個別具体的な家賃の納付指導を行い、必要に応じて臨戸訪問を行うこと
- 所得が著しく低額又は病気等により著しく多額の支出を要する等により、家賃負担が著しく過大となり、やむをえず家賃を支払えない状況にある者に対しては、家賃減免の適用等の負担軽減措置を講じること及びこの場合、民生部局とも十分に連携すること

2. 福祉部局や市町村との緊密な連携及び生活保護等の支援策等の情報提供等についての特段の配慮の要請

著しく所得の低い世帯、高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯、父子世帯、子育て世帯、DV被害者世帯、犯罪被害者世帯等特に困窮度が高い世帯については、関係する行政の各部局及び公営住宅の存する市区町村と緊密な連携を図りつつ、生活保護をはじめとする居住安定のための支援策の情報提供や助言等を行うなど、特段の配慮を要請